

新 旧 対 照 表

新	旧
第 1 1 章 岡三の投信積立プラン及びミリオン （従業員積立投資プラン）の契約 第 4 条 お客様は、指定投資信託の買付代金について、第 2 条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を次の①から③のいずれかの方法により払込むものとします。なお、払込金は、1 銘柄につき 1 万円（ミリオンは 5 千円、つみたて 投資枠 対象銘柄は 1 千円）以上かつ 1 千円の整数倍の金額とします。 ① （ 現行どおり ） ② （ 現行どおり ） ③ （ 現行どおり ） 以 上	第 1 1 章 岡三の投信積立プラン及びミリオン （従業員積立投資プラン）の契約 第 4 条 お客様は、指定投資信託の買付代金について、第 2 条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を次の①から③のいずれかの方法により払込むものとします。なお、払込金は、1 銘柄につき 1 万円（ミリオンは 5 千円、つみたて NISA 対象銘柄は 1 千円）以上かつ 1 千円の整数倍の金額とします。 ① （ 省 略 ） ② （ 省 略 ） ③ （ 省 略 ） 以 上